

第 638 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 18 年 6 月 9 日 (金) 13 : 30 ~ 15 : 20
2 場 所 総務省第 1 特別会議室 (中央合同庁舎 2 号館 8 階)

3 議 題

- (1) 庶務事項
① 統計審議会専門委員の発令について
② 部会に属すべき専門委員の指名について
(2) 諮問事項
○ 諮問第 310 号「牛乳乳製品統計調査の改正について」
(3) 部会報告
○ 第 124 回及び第 125 回運輸・流通統計部会
(4) その他

4 配布資料

- ① 統計審議会専門委員の発令について
② 部会に属すべき専門委員の指名について
③ 諮問第 310 号「牛乳乳製品統計調査の改正について」
④ 部会の開催状況
⑤ 指定統計調査の承認等の状況
⑥ 平成 18 年 4 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 54 巻・第 4 号)
⑦ 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】

美添会長、篠塚委員、舟岡委員、清水委員、新村委員、
椿委員、佐々木委員、三輪委員、森泉委員

【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省千野経済統計課長、厚生労働省桑島統計情報部長、
農林水産省小西統計部長、経済産業省窪田調査統計部長、
国土交通省伴企画調整室長、東京都須々木統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

総務省奥積調査企画課課長補佐、農林水産省篠崎消費統計室長
経済産業省宮澤産業統計室長

【事務局 (総務省政策統括官)】

総務省久布白政策統括官、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官

6 議 事

- (1) 庶務事項
① 統計審議会専門委員の発令について
美添会長から、統計審議会専門委員が、資料 1 のとおり発令された旨報告があつた。

② 部会に属すべき専門委員の指名について

美添会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

○ 諮問第310号「牛乳乳製品統計調査の改正について」

総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料3の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室の篠崎室長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

美添会長) それでは、ただいまの説明について、意見、質問等をお願いしたい。

舟岡委員) 今回の改正計画において、月別調査の調査票が従来の3票から1票に整理され、報告者負担の軽減が図られている点については、大変結構なことと評価する。

今回の計画の内容に関しては、生乳の生産、集荷、出荷、それから牛乳乳製品の生産、流通、販売、消費、こういった生産から消費に至る一連の流れの中で、畜産行政の基礎資料として、国が統計として整備すべき分野なり項目として不足する点がないのかどうかについて、部会でも十分検討していきたいと思う。

乳製品の需給調整の基礎資料として、本統計は大変重要な役割を果たしているが、需給調整の基礎データとして、流通在庫まで把握するのは大変だとしても、少なくともメーカー在庫の把握は必要ではないか。メーカー在庫については、工場に併設されたところで在庫管理をしているのか、それとも本社が全体として管理しているのか、そこは企業によって区々と思うが、需給調整のための適切な情報の収集の観点からも、本調査で在庫のデータを調査していないのは問題と考える。

また、年次の基礎調査において、処理能力や生産量を調査しているが、多くの経済統計では、それに加えて、従業者についての情報も調査している。例えば、生産性等を評価する上でも、従業者の数等を基礎調査で把握できれば、この統計の有用性は更に増すだろうと考えられるので検討していただきたい。

美添会長) この問題は、農林水産統計部会で審議していただくので、部会に所属している委員は、その場でも発言の機会はあるが、所属していない委員の方で、この機会に何か意見があれば、お願いしたい。

清水委員) 1点だけ、ただいま舟岡委員の方から発言があった処理能力の点について、この処理能力はどういう定義で記入者が書くことになっているのか。これは、本来定義があるはずなので、先ほどの舟岡委員の質問との関係で、改めてお伺いしたいと思う。

美添会長) 舟岡委員からもコメントをいただいているので、処理能力に関する定義について、簡単に紹介していただきたい。

篠崎室長) 調査票にもその辺は明記をしてあるが、1時間当たりどのぐらいの生乳を処

理できるかとか、乳製品をつくれるか、そういったことを聞くことにしている。したがって、その機械が実際に稼働したかどうかということではなくて、実際のどのくらいの処理能力を持っているかということであり、そういった処理能力というのは決まったものがある。私も先般、ある工場を見る機会があったが、その機械ごとの処理能力については、機械にかなり大きくはっきりと明記されており、そういったものについて記入していただければいいというふうに考えている。

清水委員) そうすると、これは、処理機械設備の設備能力を定義の前提にしておられるということか。

篠崎室長) そうである。

清水委員) そのときに、その能力に見合った労働力、従業者の配置の数は決まっているのか。

篠崎室長) おおむねそれは決まっているというふうに考えている。

清水委員) 先ほど舟岡委員の方から、従業者数を把握できるのかあるいは把握すべきではないかという質問があったが、これについてはどうか。

美添会長) この場で回答するのは難しいかもしれない。この点は部会で検討していただくポイントになると思う。

他にないか。

これから審議していただくもので、まだ整理する段階ではないが、重要なポイントが幾つか指摘されているので、そのまとめだけをしておきたい。

まず、本調査は生産動態統計の中でも大きなウェートを持っているもので、農林水産省の政策以外に、広く使われる重要な統計である。生産動態統計調査の一つとして、経済的な視点が必要であるという認識が計画案の中にも含まれていたし、舟岡委員、清水委員からも指摘があった。そうすると、生産能力、従業者、出荷、生産という一連の流れを効率的に調査できることが重要である。この調査は、生産者ではなく、工場を調査することによって、生産から消費までの流れが分かる設計になっており、効率的な設計だとは思っている。ただ、これは、農林水産省内部での利用が中心であり、今回のような根本的な検討はなかったという印象を受ける。経済統計としての役割も持っているということから、他省庁でも使える形、利用価値を高める工夫を取り入れることで検討をお願いしたい。

もう一つ、質問はなかったが、月別調査で調査客体数を減らすという提案がなされた。工場の報告負担を減らすということについては、賛成だと言いたいのだろうが、原案では減る工場の数はそれほど多くない。一方、月別、都道府県別の生産量を把握することが必要であるとして、県内生乳受乳量のカバレッジを95%から80%に減らしても、正確性に影響を与えないのか。統計調査の結果の正確性については、何らかの資料が手元にあって検討されたと思うが、それで大丈夫か。費用対効果のバランスからみて、わずかな報告者負担の軽減で、資料の精度が大きく下がるのでは逆効果だろう。その点については、部会で議論していただきたい。

更に、月別、都道府県別の結果は、全数調査に近い形で実施しないと難しいとすれば、将来的に他の指標を使うことによって、この調査を縮減する可能性はないのか。例えば、農協を中心にして、都道府県別の集計ができるのならば、わざわざこの調査をする必要もない。その点は、今回の課題とするのは難しいと思うが、ぜひ視野に入れていただきたい。そうしないと、報告者負担はともかく、調査実施者の負担は減らない。今、農林水産省の統計が大変厳しい状況にあり、いつまでも正確な調査を第一義的に守っていくことは難しい。5年程度を視野に入れて、統計調査をなるべく効率化するという視点で検討すべきである。

他に質問がないようであれば、本件については、農林水産統計部会で審議していただくので、椿部会長、よろしくお願ひしたい。

椿部会長) もちろん、今、各委員から指摘があったような、経済統計としての意義を考えると、特に、在庫ということに関しては、現在工場を調べているわけであるが、この牛乳、生乳というものの在庫が、本来どこにあるのか、もっと生産の上流にあるのか、一方で消費の末端のところは在庫の本来あるところかなどを含めて、多角的に議論できればと思っている。

それから、今度カバレッジを95%から80%に下げるということについては、今会長から御指摘があったとおりであるが、これについても、もちろん既に調査実施部局においては、精度等の検討をしているとは思いますが、逆に、当然全数調査で行っている年次調査があるので、その比推定等を考えると、現在の80%のカバレッジもかなり高いというようなこともあるので、その点についても、いろいろ議論させていただければと思っている。

美添会長) お手数だが、よろしくお願ひしたい。

それでは、この議題はこれで打ち切ることにする。

(3) 部会報告

○ 第124回及び第125回運輸・流通統計部会

平成18年5月26日及び6月5日に開催された第124回及び第125回運輸・流通統計部会(議題:「特定サービス産業実態調査の改正について」)の開催結果について、清水部会長から報告が行われた。併せて、経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室の宮澤室長から補足説明が行われた。

[質 疑]

美添会長) 今の問題について、質問、意見等をお願ひしたい。

舟岡委員) 審議の中で、調査の設計、枠組みそのものを大幅に変更したということであり、今回は設計内容について特段のコメントはしない。

ただし、第125回の結果概要に紹介されているように、統計調査結果の継続性について、部会でも指摘されているが、特定サービス産業実態調査は、昭和48年に始まり30年を超える長期にわたる調査で、その結果データは、大変貴重な知的資産だと思う。当然、本統計には多くのユーザーがおり、今回から過去の結果と継続して活用できないとなれば大変困ったこととなる。過去の指標と

今回の指標が指標ごとに調査対象の違いによってどれだけの差となってあらわれているのかについて、何らかの形で情報を提供していただきたい。幸いなことに、資料4ーマル2を拝見すると、今回調査の対象7業種の事業所数は情報サービス業が7,110、物品賃貸業が5,530、広告業が4,234等々であり、事業所・企業統計調査において当該事業に格付けされた事業所は、売上高の最も多い主業によって格付けられた事業所であるので、調査対象事業所数は更に少なくなつて、かなり限られた数になる。これらの業種については、これまで実施してきた調査で利用している業界団体等による名簿と、事業所・企業統計調査の名簿をつき合わせて、照合が可能であった事業所について、前回調査の結果と今回調査結果を併せて示していただくことによって、多少なりとも継続して利用することが可能になる。こういう情報サービスは、本統計にユーザーが数多くいることを考えると、ぜひ提供していただきたい。

美添会長) 継続性の件は、私も報告を伺っていて心配になったところである。従来から利用者が多いということもあるが、今回の大きな変更が続いて、平成19年、20年にまた検討が予定されている。時代の変化に対応したサービス業の実態把握に努力をしていることは高く評価するが、統計に関しては、過去との比較という使命がある。そこを初めから検討できないという整理には賛成できない。今回の提案は、当初提案とは明らかに質が違う。今回の案では、業種と周期を変えても、業種に固有の事項も調査される。利用者からすれば、従来からの変化を知りたいというのが自然な要求である。従来とは違う調査だという整理は正しいが、舟岡委員の指摘のように、過去の結果を比較するための何らかの工夫は可能だとも思える。そういう意味で、この調査が新しい体系として安定する時期を目指して、長期時系列で改めて作成して公表し、利用に供するという工夫は十分できる。その点は、今回部会で検討することは難しいにしても、長期的な課題として、経済産業省で心にとめていただきたい。

清水部会長) ただいまの指摘は大変重要な点であり、部会でも継続性の問題が質問ないしは意見として出てきたことは、先ほど述べたところである。ただ、名簿が大きく変わり、種々調査事項は大幅な変更はないとしても、果たしてそういった場合に、統計としての継続性がどこまで保てるのか、かつ、今度は統計としての継続性を保つことを審議事項として取り扱えるかどうかについては、更に審査官室でも検討をして、その上で部会審議に改めて諮りたいと思う。

美添会長) 条件にするということではなくて、結果的にできたもので、時系列的な比較が何らかの意味で可能な形を検討する。それは実際に可能だと思う。そういう方向の検討は、どの統計でも必要だと考えている。

清水部会長) ただいま会長が言われたこと、それは、実施部局の方で平成18年の調査結果と17年の隣接する調査結果との継続性をどこまで確保できるか、それを18年の調査結果に合わせて公表するのか、別途公表するのか、そういう点も含めて、実施部局の方での一つの判断というか、考え方をこれから求めていきたいと思う。

美添会長) その点、よろしくお願ひしたい。

新村委員) 私、部会委員なので基本的には部会で意見を言わせていただいているが、先ほど、実施部局からの説明の後、パブリックコメントについてちょっと一言申し上げたいと思った。次回の部会にはちょっと出席できないのでここで申し上げる。この審議会で出た意見でもあるので。

当初の改正計画は、大変大きな改革だと思ったが、実施部局から伺ったところによるとパブリックコメントは大して来なかった。2件とかそういうものしかなかった。今、パブリックコメントというのが、各省ホームページを見るとたくさんあり、なかなかホームページに掲載しただけでは来ない。やはりちゃんとした、先ほど来会長が、非常に大きなユーザーがあるとおっしゃっておられた調査でもあるので、もうちょっとピンポイントで意見を、実際にユーザーの方に伺うような工夫をなさっていただけたらいいなというのが私の希望である。

特に、それは今期限が限られていて、実施部局は非常に大変だと思うが、将来に向けての意見ということも含めて、何かそういう意見聴取の方法をうまく考えないと、現在のホームページ方式では、私は余り実効ある意見が集まらないという感想を持っているので、一言言わせていただいた。

宮澤室長) 今の点について、実施部局としても、意見が寄せられそうなところを幾つか選んで、意見を伺っていききたいということは別途考えているところである。

美添会長) この問題は、すべての統計に関して当てはまることで、ユーザーの意見をできるだけ聴取するという趣旨に沿って処理していただければいいと思う。

篠塚委員) とても大変な部会だったというふうに向った。それで、結果概要のまとめ方なのだが、第125回の審議の概要という形で、1、2、3というふうに一応の報告を今、清水部会長からしていただいたが、やっぱりプロセスをいろいろ説明していただくと、非常に大変な議論があつて、最終的にこのようにまとめられているのだが、私はやっぱり概要としてまとめたときに、最終的には的確な対応の観点から適当であるというまとめ方はちょっと実際の内容を正確に記録してないような気がする。適当であるというのは、最終的な結論としてはよろしいが、もう少し丁寧にこのところは書いていただけたらいいなという、それだけである。

美添会長) 具体的にいうと、第125回の結果概要、「5 審議の概要の結果」と書いてあるマル1、マル2、マル3のことか。議事録に関しては、政策統括官部局の担当で、従来からのまとめ方がある。今の指摘を含めて、結論に至る経過がわかるような内容をどこかにいれていただきたい。

篠塚委員) もう少し補足したい。

つまり、あと主な意見は以下のとおりとして、意見がちゃんと書かれているわけであり、その後どのようにしてこの概要とマル1、マル2、マル3に至ったのかがちょっとギャップがありすぎると思うので、ないとやっぱりおかしいということになるのではないかと思った。

美添会長) 今後の結果概要のまとめ方にもかかわるので、事務局の方で十分検討していただくが、今回の結果概要の修正は不要ということではよろしいか。

篠塚委員) 結構である。

舟岡委員) 特定サービス産業実態調査の改正に直接関係するものではないが、今回の計画についての審議は、これまでに例のないケースとなったので、それに関連して、1点意見を述べたい。

今週月曜日に、最終報告書をまとめた統計制度改革検討委員会では、政府統計全般にかかわる司令塔機能をいかに強化するかが大きな論点であり、司令塔機能の中でも、基本計画の策定等を含めた統計の総合調整機能の強固な権限の確立が重要であるということが共通の認識であった。総合調整においては、個別統計の審査と承認行為は、調整の基本的ツールとして役割を果たすというだけではなくて、基本計画等で統計の体系的整備を図る際に、密接不可分であるという考え方が大方の理解だったと思う。

今回の特サビ実態調査の改正計画は、審議の中で枠組みの大幅変更に至った、これまでに例のないケースである。総合調整の所管における審査、承認は、高度の専門性に基づいて行われているという前提からすると、そしてまた総合調整の役割として、一層有効に機能させるということからしても、事前の審査についてはこれまで以上に念入りに検討されることを強く要望したい。

美添会長) 要望ということで承っておくが、確かに今回は例外的なほど大きな調査の枠組みの変更が提案されたということは、清水部会長の報告のとおりだが、将来に向けて、これまで同様あるいはこれまでよりも丁寧な総合調整の役割が、統計基準担当に課せられているという整理は、やはりここで確認しておきたいと思う。

今回の調査に関して、個人的な意見も含めて感想を言わせていただきたい。事業所・企業統計調査に名簿を変更することは、以前から計画されていて、昨年末の時点では情報処理業と物品賃貸業に関しては、標本設計は納得できるレベルで行われていたと認識していた。

それに対して、今回、急に大きく変更された形の当初案が提出され、それはサービス業統計に対する需要を踏まえて、急遽修正されたということだった。やはり審議の経過を見ると、もう少し慎重に準備する必要があったと思う。結局、昨年末の案に近い形に当初案を変更されたことは重大な決意であり、柔軟な対応は高く評価したい。ただ、変動期にあるサービス業をいかにとらえるかという課題に直面している調査担当部局としては、柔軟な対応とともに、統計調査、特に標本調査に関する経験の蓄積等について、今後も十分な検討が必要と思う。

どこの担当もそうだが、統計職員の数も確保が難しくなっている上に、経験年数も極端に短くなってきている。大変難しい立場にあることはよくわかるが、継続性を踏まえた上で、新しい時代の要請に対応するという課題を課されている。政策統括官部局も人数的にも限られているので、過大な注文は出しにくいですが、審議会の場合としては、統計の体系的整備として総合調整機能を持っている政策統括官部局には、これからも大きな期待をかけたい。

清水部会長) ただいまの会長及び舟岡委員の御発言については、私も重大な問題として受

けとめている。

ただ、私も、今回、部会審議を進めるに当たって、大変迷ったところがある。本来あるべき姿として、部会審議にかかる前の審査段階で、どこまで総合調整機能を果たすべきなのか。総合調整と呼ばれているものがあるとするれば、それは部会審議の中で行うべきなのか。その線引きは大変難しいわけである。これは、「法施行型審議会」であるかどうかとは関係なく、本来、部会の審議にゆだねられている調整機能があるとするれば、それはどこまでなのか。この辺のところは、改めて統計審議会としても考えておく必要があるのではないかと考えている。

審査段階で、ある意味では大半の調整が行われてしまえば、部会審議は一体何をすべきなのか。そういった問題もある。その点、私の今の率直な意見として、これは部会の審議に加わられた各委員からも、一体どこまで審議できるのか、総合調整と呼んでいるときには、抜本的な統計の体系をめぐってまで議論ができるのかどうか。意見の中にはそういったものもあった。これらについては、よく考えながら、今後の部会審議に諮るとともに、これからの審査及び部会審議の在り方については、改めて統計審議会でも議論していただければと思う。

美添会長) 清水部会長の指摘のとおり、事前にすべての答案が書かれているということでは、審議会の意味はない。今回のような実質的な審議が、部会の役割だと思う。その役割は十分果たしているように見える。

ほかに意見はあるか。

特にないようであれば、この件については、引き続き検討の場でお願ひしたい。7月答申が予定されているので、部会でよろしくお願ひしたい。

(4) その他

○ 指定統計調査の承認の報告

総務省政策統括官付の熊埜御堂統計審査官から、平成18年5月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「賃金構造基本調査」並びに「自動車輸送統計調査」の統計法第7条第2項による承認について、及び「個人企業に関する経済調査A」、「個人企業に関する経済調査B」、「法人企業統計における「金融・保険業導入」に伴う試験調査」並びに「建築物等実態調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、また、同桑原統計審査官から、「作物統計調査等の調査方法に係る試行調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、それぞれ資料5による報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) ただいま、合わせて7件報告があった。質問等があればお願ひしたい。

最初の二つの指定統計に関しては、特段の問題がないように思うが、いわゆる承認統計の中で、個人企業に関する経済調査A、Bは、御承知のとおり、統計に関する市場化テストとして実施されているもので、関心をお持ちかと思う。具体的な実施状況等について、説明を伺う時間があれば実施部局にお願ひした

い。

奥積補佐) 総務省の統計局であるが、現在の調査A、Bの実施状況について説明をさせていただくと、まず調査Aについては、3月20日に官報公示を行い、5月15日に業者が決定した。入札説明会に参加した業者は6社、入札参加業者は2社であった。

調査Bについては、北海道、静岡、福井、京都、広島のところ、それぞれの都道府県で調査を実施した場合ということで想定して、県別に入札説明会を行い、それぞれ北海道だと5社来て、入札も5社。静岡では4社来て、入札参加が2社。福井が入札説明会2社、参加2社。京都は5社説明会に来て、3社が入札に参加した。広島については、4社が説明会に参加して、入札参加は3社であった。

それで、業者が決定して、現在調査員の説明会等を終えて、今月の下旬ごろから調査票の配布作業に入る段取りになっており、まず7月に入れば、調査票の配布1期目が終わった段階で、その業者とか調査員の方に調査事業所の協力状況、拒否状況とかそういうものについて照会したいというふうに思っている。

結果については、今後11月以降出ていくわけだが、その結果を踏まえて、今後の検討にしたいというふうに思っている。

美添会長) ほかに質問等はないか。

それでは、この議題については終わりとする。